

主要知的財産権団体が米国特許法第 1 0 1 条に関する問題の收拾を模索し新たな法案を提出。今度は A I P L A から。

アメリカ合衆国（「米国」）における特許法第 1 0 1 条を巡る問題は、現在、混乱と不確実性の中にある。実際、米国最高裁判所および米国連邦巡回区控訴裁判所による判断は、*A / i c e* 事件およびその後の関連事件の判断のとおり、これまで一貫性がなく、米国特許法第 1 0 1 条における特許適格性の検討方法につき明確な指針を欠いてきた。これは、発明者、特許代理人、米国特許審査官および教授を含む多くの人々にとって問題となってきた。このような混乱は、米国特許システムにとって有益ではない。

より明確な基準が必要であることを認識し、2 0 1 7 年 5 月 1 2 日に、米国知的財産権法協会（「A I P L A」）は、特許適格性の既存の *A / i c e* フレームワークに取って代わる立法的解決策を提案した。この法案は、特許保護対象の適格性の例外を明確に定め、米国特許法第 1 0 1 条の「ゲートキーパー」としての機能の重要性に重点を置いている。とりわけ、A I P L A は、米国特許法第 1 0 1 条を次のように修正する提案をしている。

米国特許第 1 0 1 条——特許を受けることができる発明

（a）適格性のある保護対象——有用な、プロセス、機械、生産物、組成物、またはそれらの有用な改良を発明または発見した者は、本章の定める条件および要件のみを満たすことにより、それに対して特許を受けることができる。

（b）保護対象の適格性に関する唯一の例外——当該発明が全体として、人間の活動とは無関係に、かつそれより前に自然界に存在しているか、または人間の精神においてのみ実施可能な場合に限り、当該発明には、（a）項に基づく適格性はない。

（c）唯一の適格性基準——（a）項および（b）項において、発明の適格性は、本章第 1 0 2 条、第 1 0 3 条および第 1 1 2 条の要件もしくは条件、当該発明がなされた、もしくは発見された方法、または当該発明が発明概念（*i n v e n t i v e c o n c e p t*）を含むか否か、に関係なく判断されるものとする。

A I P L A の法案および報告の全文は以下で入手できる。

<http://admin.aipla.org/resources2/reports/2017AIPLADirect/Documents/AIPLA%20Report%20on%20101%20Reform-5-12-17.pdf>

知的財産権者協会（「I P O」）およびアメリカ法曹協会（「A B A」）などの他の団体もまた、A I P L Aと同じ問題を認識し、特許適格性に関する法案を作成した。A I P L A 法案と同様の趣旨である、2つの法案へのリンクは以下のとおりである。

I P Oによる法案の全文は以下で入手できる。

http://www.ipo.org/wp-content/uploads/2017/02/20170224_IPO-101-TF-Proposed-Amendments-and-Report_final.pdf

A B Aによる法案の全文は以下で入手できる。

<http://www.patents4life.com/wp-content/uploads/2017/05/ABA-101-proposal.pdf>

A I P L A とその他の団体においては、協調し、米国司法制度および特許適格性に関する現在の法律の解釈が生み出した問題に対する解決策を示すことが期待できる。米国連邦議会が受入れ、現在時間を割いているその他の問題を考慮しかかる法案を採択するか否かは、時の経過とともに分かるだろう。